

青森県報

第二千二百七十一号

平成十六年
一月五日
(月曜日)

目次

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出	同	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	二
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	三
公共測量の終了	監理課	三
公告		
肥料登録事項の変更	構造政策課	三
建設業者の許可の取消し	青森県土整備事務所	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	三戸地方農林水産事務所	四
土地改良区の役員の退任	上北地方農林水産事務所	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	事務局	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	同	六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	同	八
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	同	九
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	同	一〇

正 誤

平成十五年十二月十九日号外第百十四号目次中……………(総務学事課) ……一〇

告 示

青森県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こまつや薬局	下北郡大間町大字大間平二〇の一五七	平成一五年一・一

青森県告示第二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	みちのく訪問看護ステーション	むつ市昭和町三の三〇	平成一五年一・一
変更後	みちのく訪問看護ステーション	むつ市十二林一の一三	平成一五年一・一

青森県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	白生会訪問看護ステーション	五所川原市大字金山字竹崎二五四	平成一五・二・三〇
青森保健生活協同組合	青森市大字大野二丁目一〇三の二	訪問リハビリテーション	青森市中央三丁目一〇の二	一五・三・一
特定非営利活動法人ウイング	五所川原市字鳥森四五の一	痴呆対応型共同生活介護	五所川原市字鳥森四五の一	一五・二・三三

青森県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人き	弘前市大字藤野二丁目六の一	ホームヘルプサービス	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成
訪問介護	居宅介護事業の種類			

株式会社グルーブ	弘前市大字西城二丁目六の三	グループホーム青森	青森市栄町一丁目八の二五	一五・二・一
株式会社グルーブ	青森市中央四丁目九の一〇	グループホーム青森	青森市中央四丁目九の一〇	一五・三・一
株式会社グルーブ	青森市勝田一丁目一の一五	グループホーム青森	青森市勝田一丁目一の一五	一五・二・三
株式会社グルーブ	青森市松原二丁目九の一六	グループホーム青森	青森市松原二丁目九の一六	一五・二・三三
株式会社グルーブ	青森市中央一丁目七の一二	グループホーム青森	青森市中央一丁目七の一二	一五・二・三四
株式会社グルーブ	青森市大字諏訪一丁目一の一	グループホーム青森	青森市大字諏訪一丁目一の一	一五・二・二〇
株式会社グルーブ	青森市大字新城四丁目七の四六	グループホーム青森	青森市大字新城四丁目七の四六	一五・三・一
株式会社グルーブ	青森市大字大野二丁目一〇三の二	グループホーム青森	青森市大字大野二丁目一〇三の二	一五・二・二〇
株式会社グルーブ	青森市大字新薬師二丁目三の三	グループホーム青森	青森市大字新薬師二丁目三の三	一五・二・二一
株式会社グルーブ	青森市大字平内町三丁目三の二三	グループホーム青森	青森市大字平内町三丁目三の二三	一五・二・一
株式会社グルーブ	青森市大字大窪二丁目七の六七	グループホーム青森	青森市大字大窪二丁目七の六七	一五・二・二四
株式会社グルーブ	青森市大字大窪二丁目三の二	グループホーム青森	青森市大字大窪二丁目三の二	一五・二・二〇
株式会社グルーブ	青森市大字大窪二丁目三の二	グループホーム青森	青森市大字大窪二丁目三の二	一五・三・一
株式会社グルーブ	青森市大字大窪二丁目三の二	グループホーム青森	青森市大字大窪二丁目三の二	一五・二・一

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日
有限会社 やすらぎ・ケアハウス	青森市大字新城字山田一〇九の三	居宅介護支援事業所 ケアサービス	青森市大字新城字山田一〇九の三	平成 一五・一・一
社会福祉法人 和洋会	南津軽郡平賀町大字大坊字前田一三七の二	浦町居宅介護支援センター	黒石市浦町一丁目八二	一五・一・一
社会福祉法人 拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	居宅介護支援事業所 和み	西津軽郡木造町字藤田四四の一	一五・一・一〇
社会福祉法人 誠友会	上北郡下田町字上山二の一五二の二	居宅介護支援事業所 いこいの森	上北郡下田町緑ヶ丘一丁目五〇の二〇七七	一五・一・一三

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年 一月 五日

有限会社 大森三商事	青森市桜川六丁目七の三〇	グループレポート	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汝干一六の一	一五・二・一六
有限会社 ウイング	五所川原市字鳥森四五の一	グループレポートの里	五所川原市字鳥森四五の一	一五・二・一
社会福祉法人 和洋会	南津軽郡平賀町大字大坊字前田一三七の二	グループレポートイフ浦町	黒石市浦町一丁目八二	一五・三・一
株式会社 オランダ	八戸市新湊三丁目七の六	グループレポートの里	八戸市大字白根二町字佐部長根二四の三一七	一五・一〇・一
〃	〃	イムバンド	水字下広野四五の三	一五・三・一

青森県告示第六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年 一月 五日

青森県知事 三 村 申 吾

測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成十五年五月二十六日から同年十一月二十八日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

公 告

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十六年 一月 五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料類の	肥料の	生産業者	生産業者の住所	変更年月日
青森県第 三〇四号	加工家 きんふん 肥	加工鶏 糞A	株式会 社 商栄	新	平成 一五年一 ・三
青森県第 三〇五号	加工家 きんふん 肥	加工鶏 糞B		旧	
			弘前市大 字町田二 丁目六の 一	弘前市大 字町田字 三千九の 一	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社佐藤建業
- 二 代表者の氏名 千葉 昇
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字宮田字玉水五六五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一八五〇号
- 五 取消年月日 平成十五年十二月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小泉土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年一月五日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	小泉 正	三戸郡福地村大字小泉字小泉一四	平成 一五年一 ・六就任
"	小泉 功	"	"
"	小泉 光男	"	"
"	小泉 義郎	"	"
"	小泉 廣美	"	"
"	高橋 勝敏	大字高橋字中道二一	"
監 事	田中 耕次郎	大字小泉字下明戸三	"
"	小泉 政栄	字巖倉平一二二	"
"	小泉 正	字小泉一四	一五年一 ・五退任
"	小泉 功	"	"
"	小泉 光男	字細尻六六	"
"	木村 与市	"	"
"	小泉 義郎	大字小泉字小泉三	"
"	高橋 孝男	大字高橋字高橋三三三の二	"
"	田中 耕次郎	大字小泉字下明戸三	"
監 事	矢倉 廣美	字内上平六	"

土地改良区の役員の新就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員の新就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年一月五日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

選挙管理委員会

理事	区役員の
鳥谷 勇	氏名
三二〇三	住 所
久保三六五	退任の年月日
上北郡天間林村大字天間館字舟場向川	平成一五・三・二〇
字下鳥谷部	一五・三・三

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年一月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
富岡ゆきお後援会	奈良正義	富岡睦子	むつ市上川町一〇の一〇	平成一五・八・一
相坂陸秀後援会	畑井又市	蝦名和夫	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸四三	一五・八・四
菊池広志後援会	南谷信廣	坂本康三	むつ市横迎町一丁目三の三〇	一五・八・七
亀田道隆後援会	亀田俊彦	木明和人	上北郡野辺地町字田狭沢六〇	一五・八・二
新谷和夫後援会	金澤一朗	小谷みゆき	むつ市上川町五の二二	一五・八・三
壬生八十博後援会	壬生博久	小林正明	三戸郡南郷村大字市野沢字市野沢一六	一五・八・九
瑞雲会	大矢 保	工藤徳仁	青森市大字野沢字川部八	一五・八・〇
山内良衛相馬村後援会	平井義美	花田 始	中津軽郡相馬村大字湯口字一の安田五七	一五・八・六
遠藤せつ子後援会	蟻塚亮二	酒井雄二	弘前市大字宮川二丁目三の二	一五・八・六
ひふみゆうこ後援会	木村省七	高階百子	三戸郡南郷村大字中野字下平五七の四	一五・八・六

山崎力心暖会	秋元和雄	山崎博見	青森市本町五丁目七の二六	一五・〇・三
松森俊逸鶴田後援会	神保弘	太田良一	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一四一	一五・〇・七
青森横山北斗後援会	河田喜代利	工藤隆文	青森市栄町一丁目一の一四	一五・〇・一六
明日の青森を創る会	丸本申吉	齊藤晃一	青森市桂木一丁目一の一	一五・〇・一〇
北里としあき青森県後援会	内山克己	山内英樹	青森市浪打一丁目八の一四	一五・〇・九
野坂とくじ後援会	野坂篤司	野坂忠司	三沢市東町二丁目一の一八	一五・〇・七
津軽の未来を拓く会	井上浩	山田樹孝	弘前市大字田町五丁目三の三	一五・〇・一
葛西清人後援会	村上敏明	葛西金藏	北津軽郡板柳町大字長野字西田二の三	一五・〇・一
井上浩後援会	福岡礼次郎	山田樹孝	弘前市大字田町五丁目三の三	一五・〇・一
弘前市を考える会	山前雄義	今泉昌一	弘前市大字中野一丁目三の五	一五・九・八
とさむつこ後援会	菅原詩織	土佐尚武	むつ市新町一〇の一七	一五・九・八
グッシユ・ノハ	平尾雄一	藤井達朗	上北郡野辺地町字野辺地四五	一五・九・五
青森県民の会	浅利稔	原田一紀	青森市大字大野字山下一五〇の一四	一五・九・二
三村申吾十和田市後援会	百目木公一	岩城康一郎	十和田市西十一番町一の一三四の八	一五・八・二九
おくせ一彦後援会	西館信一	森智	三戸郡南郷村大字大森字雷林一一	一五・八・二九

下田あつこと明日の津軽を拓く会	下田敦子	下山はつえ	弘前市大字城東中央四丁目一〇	一五・〇・三
加賀谷タダ工後援会	山形正直	対馬信一	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山一三三	一五・二・四
春日洋子後援会	春日洋子	山田沙恵	三沢市細谷三丁目一〇の一三一〇	一五・二・八
太田博之後援会	溝口政則	太田寿和	三沢市東岡三沢一丁目七九の四	一五・二・一八
苫米地繁雄後援会	高坂悦二	合川秀夫	上北郡六戸町大字犬落瀬字佐野谷地二の一〇	一五・二・一九
佐々木信夫後援会	佐々木孝	蝦名逸雄	東津軽郡平内町大字内童子字童子五〇	一五・二・二五

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
	主たる事務所の所在地	青森市大字大野字前田八七の一	青森市大字安田字近野四〇三の一	
自由民主党青森県農業支部	代表者	丸島仁	三浦俊男	平成 一五・八・二七

自由民主党青森 県トラツク支部	民主党政青森第 4区総支部	自由民主党弘前 市支部	自由民主党青森 県第一選挙区支 部	自由民主党六ヶ 所村支部	民主党政青森第 4区総支部	自由民主党21 世紀青森をつく る会支部																
代表者 永澤 稔	代表者 洪谷 修	主たる事務 所の所在地 弘前市大字代官町 四九の二	主たる事務 所の所在地 弘前市大字徳田町 二九の三	主たる事務 所の所在地 上北郡六ヶ所村大 字泊字川原八五の 四	代表者 葛西 茂	代表者 加藤 勉	代表者 岸里 富雄	主たる事務 所の所在地 青森市大字安田字 近野二五二の一	代表者 小田桐 一壽	代表者 泉山 鉄悦	代表者 高松 宏	代表者 横山 北斗	代表者 樋口 敬	代表者 大湊 茂	代表者 三角 武男	代表者 竹内 滋仁	代表者 鹿内 年春	代表者 古川 博之	代表者 小田桐 一壽	代表者 小川 正弘	代表者 永澤 稔	
一五・一〇・二六	一五・一〇・七	一五・一〇・七	一五・一〇・七	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二	一五・一〇・二

山の上みきお後援 会	須郷俊治後援会	佐藤昭三後援会	青森県民協会中 弘南黒西総支部	青森県木材産業 政治連盟	菊池広志後援会	横浜力後援会	政治団体の 名 称	異動事項	自由民主党蟹田 町支部
代表者 山上 實	代表者 三上 儀悦	代表者 今 淳一	主たる事務 所の所在地 弘前市大字山崎一 丁目三の七	主たる事務 所の所在地 青森市大字高田字 川瀬一〇四の一	代表者 坂本 康三	代表者 横濱 誠	新	代表者 野口 吉友	代表者 神山 久志
代表者 米田 貴則	代表者 奈良 清治	代表者 盛 武司	主たる事務 所の所在地 弘前市大字緑町一 七	主たる事務 所の所在地 青森市本町五丁目 一の一八	代表者 中村 人志	代表者 富岡 武喜	旧	代表者 野藤 精三	代表者 野藤 精三
一五・八・一六	一五・八・一六	一五・八・一六	一五・八・一六	一五・八・一六	一五・八・一六	一五・八・一六	平成 年 月 日 出	一五・一〇・一六	一五・一〇・一六

青森問屋町政経 クラブ	青森昇龍会	日本農業政治連 盟青森県支部	津島雄二後援会	工藤力後援会	下田あつこ後援 会	馬場重利後援会	菜の花クラブ	亀田道隆後援会	三村申吾百石町 後援会	全国旅館政治連 盟青森市支部	全国旅館政治連 盟青森県支部
会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	政治団体名	代表者	代表者
藤本 和夫	藤本 和夫	原 均	竹内 滋仁	工藤 きよ子	秋田 具美	杉本 政蔵	相馬 喜代一	相馬 喜代一	三村申吾百石町後 援会	柴田 一城	小田桐 竹治
佐藤 正平	佐藤 正平	三浦 久	鹿内 年春	外崎 忠則	山下 敏一	高瀬 厚太郎	小野寺 剛	根城 秀峰	三村申吾後援会	小田桐 竹治	中山 雪夫
一五・二〇・三	一五・二〇・三	一五・二〇・七	一五・二〇・二	一五・九・二五	一五・九・九	一五・九・九	一五・九・八	一五・九・二	一五・九・一	一五・八・二〇	一五・八・二〇

和博英後援会	代表者	清野山 雅弘	和博英	一五・二〇・二六
齋藤りつ子後援 会	代表者	盛 光男	中村 徳造	一五・二・五
松森俊逸鶴田後 援会	会計責任者	当麻 良一	太田 良一	一五・二・二四

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
高橋国男後援会	平成一五・七・三〇	平成一五・八・一
伊藤一喜後援会	一五・八・二	一五・八・四
菊池広志後援会	一五・八・七	一五・八・七
石岡ちづ子後援会	一五・七・二五	一五・八・二四
古館傳之助後援会	一五・八・二	一五・八・二四
須郷俊治後援会	一五・八・二〇	一五・八・一八

瑞雲会	一五・七三三	一五・八一九
木元わたり後援会	一五・八二〇	一五・八三三
成田幸男後援会	一五・八・〇	一五・八三三
西津軽政経研究会	一五・八・〇	一五・八三二
清藤六郎後援会	一五・八二七	一五・八三七
笹谷栄治後援会	一五・八二九	一五・八二九
高長政経懇談会	一五・八二六	一五・九・五
高橋長次郎後援会	一五・八二六	一五・九・五
おくせ一彦後援会	一五・九・八	一五・九二七
嶋中忠也後援会	一五・九二六	一五・九二七
阿部敏秋後援会	一四・三・三	一五・一〇・六
笹倉健後援会	一五・九三〇	一五・一〇・九
和田博英後援会	一五・一〇・三三	一五・一〇・二八
秋田柁則後援会	一五・一〇・三〇	一五・一〇・三〇
秋友会	一五・一〇・三〇	一五・一〇・三〇

加賀谷忠栄後援会	一五・二・四	一五・二・四
中村良雄後援会	一五・八三三	一五・二・二七
太田博之後援会	一五・二・二八	一五・二・二八
苫米地繁雄後援会	一五・二・一九	一五・二・一九
平井保光連合後援会	一五・二・二五	一五・二・一九

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十六年一月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
大矢 保 （青森市議会議 員）	瑞雲会	大矢 保	青森市大字野沢字川部 八	平成 一五・八・二〇
井上 浩 （衆議院議員）	津軽の未来を拓 く会	井上 浩	弘前市大字田町五丁目 三の三	一五・一〇・一
下田 敦子 （弘前市長）	下田あつこと明 日の津軽を拓く 会	下田敦子	弘前市大字城東中央四 丁目一の一〇	一五・一〇・三三

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年一月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
大矢 保 (青森市議会議 員)	瑞雲会	大矢 保	青森市大字大野字若宮 三三の一六	平成 一五・八・二九
成田 幸男 (県議会議員)	西津軽政経研究 会	成田幸男	西津軽郡木造町字千年 三五の三	一五・八・三
清藤 六郎 (県議会議員)	清藤六郎後援会	清藤六郎	南津軽郡平賀町大字大 光寺字一滝本一二三	一五・八・二七
秋田 柁則 (県議会議員)	秋友会	秋田柁則	西津軽郡木造町字増田 一三の二六	一五・一〇・三〇

正 誤

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成一五・三・一元 号外第一一四号	目次	一	上	三 六	二	一〇

総務学事課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭